

排出ガス後処理装置検討会最終報告を踏まえた今後の作業の方向性について

(1) 新長期規制適合車の昇温作業

- 関係する自動車メーカーにおいては、昇温作業の実施率を更に向上させていくため、ユーザーへの周知を徹底するとともに、引き続きユーザーが継続検査等のために整備工場に車両を持ち込む機会等を利用し、定期的な昇温作業を実施。
- 実施状況については、環境省（経由で自排専）及び国土交通省へ定期的に報告。

(2) ポスト新長期規制適合車の使用過程での排出ガス性能に係る調査

- 今後の使用過程で走行距離が伸びた場合の排出ガス性能について、使用過程車についての実測調査を環境省、国土交通省及び関係する自動車メーカーが連携して継続的に行い、またメーカーは自主調査の結果を環境省及び国交省に定期的に報告することにより、今後の推移を把握。
- 得られた知見は、自排専に適宜報告。

(3) 触媒の被毒や性能低下のメカニズムに係る検討

- 新長期規制及びポスト新長期規制の触媒の被毒や性能低下のメカニズムについて、環境省、自動車メーカー、触媒メーカー等が協力して、中長期的に調査研究を実施。
- 進捗状況を自排専に適宜報告。得られた知見は国交省とも適宜共有。
- 具体的な検討体制、メンバー、作業スケジュール等は環境省において今後検討の上、自排専に報告。

(4) 排出ガス試験法の見直し等に係る検討

- 検討会最終報告を踏まえ、国土交通省、交通研審査部、自工会等から構成されるワーキンググループにおいて、道路運送車両の保安基準及び関係する法令・基準等の改正作業を進める予定。改正の進捗状況、具体的な内容については、環境省と適宜情報共有（必要に応じ自排専にも報告）。
- 触媒の被毒や性能低下のメカニズム等について、(3)の検討が進展すれば、必要に応じ排出ガス試験法の見直しへの反映を中長期的に検討。
- PEMS の活用方策については、国土交通省、環境省、自工会が連携して検討。進捗は自排専にも適宜報告。